

令和5年8月7日（月） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和5年8月7日（月曜日） 午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 農地の買受適格証明の対する意見について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

○出席委員（19名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 安田 美雄 君  | 2番 河村 清孝 君  | 3番 丹羽 英治 君  |
| 4番 吉田 忠男 君  | 5番 和田 ひとみ 君 | 6番 鵜飼 秀樹 君  |
| 7番 林 百恵 君   | 8番 後藤 信一 君  | 9番 尾口 文良 君  |
| 10番 松永 佳己 君 | 11番 足立 宜穂 君 | 12番 後藤 一夫 君 |
| 13番 亀山 良平 君 | 14番 森 種生 君  | 15番 池田 政吉 君 |
| 16番 長尾 始 君  | 17番 山田 達史 君 | 18番 日置 香 君  |
| 19番 田下 喜代 君 |             |             |

○委員以外の出席者

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君  
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君  
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。  
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。本日、欠席委員はございません。  
それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

5番 和田委員、6番 鶴飼委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めると  
いうものです。議案は、1ページになります。

#### 1番の案件

位置図は1ページになります。

申請地は、田原グランドから北に140mに位置する、  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2,348㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続で当該農地を取得しましたが、農業経験が無く、農地の維持管理が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、数年前から農業に興味を持ち、現在は自身が役員を務める会社の所有する宅地に、作土を投入し、野菜を栽培しています。より多くの野菜を栽培していきたい というものでございます。

提出されました営農計画書を、お配りさせていただきました。

2枚目には野菜の栽培日程が記されています。多様な野菜を栽培していきたいという内容になっています。

#### 2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターから北東に400mに位置する、  
農振農用地区域内の登記地目 田 現況地目 畑 550㎡。

申請の目的は、使用貸借です。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自社農場の作業が必要となるため申請地を借り受けるというもので  
ございます。

現在、申請地周辺の農地につきましても、使用借人が使用貸人より、3条の使用貸借により農地を借り受けて、畑地として利用されています。  
今回の申請により、畑地として一体的な利用をしたいというものであります。

### 3番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、市立南ヶ丘小学校から南に330mに位置する、  
農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 998㎡

登記・現況地目 畑 257㎡ 2筆合計 1255㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地を耕作・維持していくことが困難になったため、売却したいというもの。

譲受人は、申請地に隣接する農地を所有している為、買い受けたいというものでございます。

### 4番の案件

議案は2ページ、位置図は4ページになります。

申請地は、市立西部保育園から南東に120mに位置する、  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2筆 334㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自宅に隣接する、畑を取得し農業をしたいというものでございます。

提出されました営農計画書を、お配りさせていただきました。

自家消費用の野菜を栽培したいというものでございます。

### 5番の案件

位置図は5ページになります。

申請地は、側島公民館から西に180mに位置する、  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 274㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、市外に居住しており、農地の維持管理が困難な為、売却したいというもの。

譲受人は、申請地に隣接する空き家とともに、農地を購入し、農業を始めたいというものでございます。

提出されました営農計画書を、お配りさせていただきました。

自家消費用の野菜を栽培したいというものでございます。

以上5件について、ご審議お願いします。

### ○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言をお願いいたします。地域順に私の方から、ご指名させていただきますので、お願いします。

また、質疑につきましては、補足説明の後に、全体の方でお願いいたします。

1番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

### ○2番（河村 清孝 君）

ございませんが、ただ、今、酪農家が必要作物で牧草を作ってみえる所で、こちら辺り帯は畑床でありますので、申請されました方の計画書が出ておりますが、維持管理、雑草等の管理を、切にお願いしたいなというふうに思っております。

ます。売られる方も、当家は誰もおりませんので、娘さんですが、維持管理は大変難しいと思いますので、そこはいいかなと思いますので、お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。2番の案件につきまして、私の担当地区になりますが、特にございません。

○1番（安田 美雄 君）

森委員はどうですか。1番の案件ですが。

○14番（森 種生 君）

事前に資料をもらっていませんが。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

今回資料を送らせてもらったのは、田原の委員さんだけです。

○1番（安田 美雄 君）

前は両方の委員さんから意見があったと思うのですが。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

取得される農地の委員さんに送らせてもらっています。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

小さな田といいますか、山に囲まれた、山水が流れてきて、とても畑を作ってみえる様子ではありません。田も沼田のような形で、耕作されていた形跡は見られません。また、この売却される方は、聞くところによると、息子さんが今年亡くなられたということで、営農が続けられないと聞いております。そのようなことで、申請はやむなしと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。4番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。5番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませ

んか。安田委員さんどうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

新規就農が3件出ておりますが、我々としては、地区担当ではありませんので、今日初めて営農計画を見ましたが、このとおりにやられるということで、いつもの案件ですと、担当地区の担当者には資料が行っていないということで、新規就農の方がこれだけの農業ができて、土地を保有するというところを、この段階で賛成か反対か判断しないといけないわけですが、私が申し上げたいことは、申請の前に、営農計画などは事前に配布してもらわないと、ここで判断しないといけないわけですから。それと、経営面積という欄ですが、全くございません。こういったところに、許可要件となっている農業従事日数や、地域との関係などをここに書いてもらったほうが、私たちは判断できるんじゃないかと思っております。提案させていただきます。他の5条関係ですと、誓約書や完了届を出してはおりますが、本当にこのとおりにやられるかどうかというところがありますので、いわゆる着手届を出してもらおうような方法を検討してもらおうと良いかと思っております。といいますのも、私の地区でも3年経っても、未だに着工されていない、前の地主の方が作っているということがあります。資産保有目的などが私の地区でもありますので、そういったことを排除するためにもお願いします。

2番の案件ですが、この写真を見ますと、茶色の農地があります。こういう農地はどういった状態かといいますと、5条で出ていますね。これとの関連性を説明してもらいたいと思っております。それと、新規就農で5番もあります。これについても端的に申し上げますと、譲受人はアパートに住んでおられて、就農したいということしか分かりません。営農計画を見ますと、空き家を買ってここに住むとありますので、経営面積という欄が無意味になっているので、ここに空き家を買って購入や、年間の従事日数が出ないと、新規就農として農業に従事されるわけですが、農地を保有したいというステータスみたいなものを感じられないので、営農計画を見ますと、確かに野菜を作ることですが、そういったことも新規就農の理由のところに書いてもらえるとお願いしたいです。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。これについて、事務局をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

新規就農に関する営農計画書の発送についてですが、この会議の場で皆さんにお配りさせていただいておりますが、議案の発送のタイミングで送らせてもらえればと検討させていただきます。毎月月末に議案を発送させていただいておりますが、そのタイミングで皆さんにお配りできればと検討させていただきます。それと、議案のほうに営農日数や、営農計画の新規就農に関する詳細につきましても、システムの関係もありますので、即答ができないのが申し訳ないのですが、できるだけ詳しく記入出来たらと考えております。その方向で検討させていただきたいと思っております。議案の3条の2番の案件ですが、使用借人は業者さんですが、昨年4月案件で、周辺農地一体で今回と同様の申請をされておりました。土壌改良ということで、レンガチップを入れられて、レモンの木を栽培されているということです。周辺農地については、今回と同様の申請がされておりました。3条の使用貸借と5条の一時転用のほうが許可がされている状況です。今回、残りの一筆について、使用貸借と土壌改良の一時転用が同時に出了たということです。

○1番（安田 美雄 君）

備考欄に5条の申請があるということを書いてもらえますか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

承知しました。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。議案は、3ページからになります。

1番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は市立富岡小学校から西に500mに位置する、

登記・現況地目 田 3筆 997.49㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は 共同住宅（1棟8戸）でございます。

申請人は、申請地を相続したが、耕作が困難なため、営農面積を縮小し、共同住宅を建築し、家賃収入を得たいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 2番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は東新東公園から北西に200mに位置する、登記・現況地目 田 130㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、賃貸住宅（2棟）でございます。

申請人は、申請地に賃貸住宅を建築し、経営したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 3番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は、新富津橋から南に300mに位置する、

登記地目 畑 現況地目 宅地 563㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅・作業場・車庫・庭でございます。

申請人は、申請地を住宅用敷地として利用したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、住宅用敷地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 4番の案件

議案は4ページ、位置図は9ページになります。

申請地は、神野橋から北に800mに位置する、

登記・現況地目 田 259㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

申請人は、水はけが悪い申請地を盛土し、畑地として利用したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 5番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターから北に180mに位置する、

登記地目 畑 現況地目 宅地 100㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、家族が増え手狭になったため、住居の増築し、住宅用庭を拡張したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の

目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、5件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。1番と2番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はございませんが、1番の案件ですが、出入口に街路樹が植わっていたり、縁石があったりで道路管理者との調整で、工事の着工が遅れることが懸念されますが、余分なことですが、思いました。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。3番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

今まで、農転がかかっていなかったということですが、始末書も出されたということですので、住居としてお願いしたいと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。4番の案件につきまして、私の担当地区になります。

現場を見ましたが、特に問題はありません。

5番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特にございません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ 無 し ）

質疑もないようですので、これより、議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第2号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。  
よって、議案第2号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。議案は、5ページからになります。

#### 1番の案件

位置図は11ページになります。  
申請地は、大杉公民館から北西に240mに位置する、  
登記地目 畑 現況地目 宅地 35㎡。  
農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。  
転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。  
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。  
譲受人は、申請地西側の隣接地に居住しており、申請地を一体的に利用したいというものでございます。  
7月12日に現地を確認したところ、一般個人住宅(庭)として利用されており、始末書が添付されています。  
申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 2番の案件

位置図は12ページになります。  
申請地は、志津野転作促進技術研修センターから北東に400mに位置する、  
登記地目 田 現況地目 畑 550㎡。  
農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。  
転用の目的は、土壌改良の一時転用でございます。  
一時転用につきましては、土壌改良や農地嵩上げなどにより、農地性を一時的に

失うための許可になります。

許可期間終了後は、農地として利用するものになります。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自社農場の作業が必要となるため、申請地を土壌改良し、利用したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、土壌改良の作業が実施されており、始末書が添付されています。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可でありますが一時的転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

現在、申請地周辺の農地は、使用借人より土壌改良の一時転用が提出され、畑地として利用されています。

今回の申請により、周辺の畑地と同様、田を畑として利用出来るよう、土壌改良を行うというものです。

### 3番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、雲雀公園の南西150mに位置する、

登記・現況地目 田 2筆 996㎡。

用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（5区画5棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、近隣に住宅及び公共施設等あり、建売分譲地に適している為、この土地を購入して建売分譲したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 4番の案件

議案は6ページ、位置図は14ページになります。

申請地は、稲口公民センターから北東に380mに位置する、

登記地目 田 現況地目 雑種地 220㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付宅地分譲（1区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、住宅化が進んでいる申請地を建築条件付き分譲住宅敷地として利用したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 5番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、笠屋公園から西に50mに位置する、

登記・現況地目 田 179㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、営農が困難な為、使用借人の要望に応諾するというもの。

使用借人は、現在アパート住まいであるが、手狭になったため、住宅を建築した

いというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。  
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 6番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、国道248号関バイパス線 倉知西交差点から南に150mに位置する、

登記・現況地目 田 1095㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸資材置場・貸駐車場でございます。

譲渡人は、相続により申請地を取得したが、耕作が困難になったため、売却したいというもの。

譲受人は、申請地を、市内の建設工事会社に工事用資材の保管場所及び駐車場として、有償で貸し出したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 7番の案件

議案は7ページ、位置図は17ページになります。

申請地は、関ノ上東公民センターから西に50mに位置する、

登記・現況地目 畑 913㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったというもの。

譲受人は、本申請地で太陽光発電用地として利用したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 8番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は、水ノ輪公園から北西に220mに位置する、

登記地目 畑 現況地目 原野 925㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったというもの。

譲受人は、本申請地を買い受け、建築条件付き宅地分譲地としたいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9番の案件

位置図は、19ページになります。

申請地は、新竹之内集会場から東に300mに位置する、

登記・現況地目 田 3筆 644㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、本申請地を維持管理が困難になったというもの。

譲受人は、現在の住まいが手狭になったため、本申請地で自己用住宅を建築したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 10番の案件

議案は8ページ、位置図は20ページになります。

申請地は、関警察署から北に250mに位置する、

登記地目 田 現況地目 雑種地 2筆 472㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、建築工事施工業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の近隣で事業を行っており、従業員駐車場が不足している為、本申請地を従業員駐車場として利用したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 11番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は、池尻西集会所から南東に200mに位置する、

登記・現況地目 田 218㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（農業用兼自家用倉庫・駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、住居が手狭になったため、申請地を、農機具兼自家用倉庫用敷地と駐車場として利用したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 12番の案件

位置図は22ページになります。

申請地は、市立西部保育園から南東に120mに位置する、

登記・現況地目 畑 38㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、自宅への進入路でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、現在は自宅への進入路が狭いため、進入路を拡張したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 13番の案件

議案は9ページ、位置図は23ページになります。

申請地は、関市武儀事務所から南西に300mに位置する、

登記・現況地目 田 2筆 990㎡。

農地の区分は、関市武儀事務所からおおむね300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、本申請地を太陽光発電施設用地としたいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、13件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。1番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特にございませぬ。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。2番の案件につきまして、私の担当地区になりますが、特にございませぬ。

3番、4番、5番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

この箇所については、転用はやむを得ないかなと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。

6番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

農地の用排水に対する影響ですが、西側は川が流れており、南側は用水路があり、北側は高台の住宅になっております。用排水には影響はありません。転用は止む無しかと思われませぬ。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。

7番、8番、9番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

特にございませぬ。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。10番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10番（松永 佳己 君）

ございません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。

11番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。

12番の案件について、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。13番の案件について、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

初めてですので、隣の家の人とも話してみたいです。田の裏に住んでみえる方は、業者が書類を持ってきたので、不満がないことはないらしいそうです。景色がいいので、20年ほど前に移住してきたそうです。直接、〇〇さんとは話していないそうですが、〇〇の業者から打診があり、それならやろうということで話が進んでいったそうですが、日照権とか問題はないでしょうし、用水にも変化はないようです。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局、現場を見られた状況で、今の意見に何かありますか。

○15番（池田 政吉 君）

おそらく、日照権に問題がなければ承認していいと思うのですが、どうでしょう。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

こちらは隣地承諾書が添付されていますので、隣地の同意は得られています。

○15番（池田 政吉 君）

〇〇さんという方の承諾が得られているということでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

申請地の北側と南側の方から隣地承諾をいただいております、〇〇さんという方はお見えにならないですね。

○15番（池田 政吉 君）

道路を挟んで、住宅を建てられている方なのですが。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

隣地承諾は、道路をまたいだ状態ですと、同意は必要ないということで、求めておりません。

○ 15 番（池田 政吉 君）

景観が損なわれるということで、申請が却下されるということはないんでしょうか。

○ 農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法については、景観などの内容は審査の対象になっていないということが現状になります。

○ 15 番（池田 政吉 君）

申請があればやむを得ないということでしょうか。

○ 農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

景観等については、申請ができないので、お願いいたします。

○ 議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。

質疑のある方はごさいませんか。安田さんどうぞ。

○ 1 番（安田 美雄 君）

5 条の関係ですが、今年から申請書の写しは今年から配布しないことになったのでしょうか。といいますのも、5 番ですが、私の担当なのですが、今回申請書をいただいておりますので、配布をしないことにしたのかと思っております。

○ 農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

担当地区について、今年からエリアの見直しをさせていただいたので、若干の変更があります。

○ 1 番（安田 美雄 君）

分かりました。

○ 議長（丹羽 英治 君）

質疑もないようですので、これより議案第 3 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○13番（亀山 良平 君）

6番は、利害関係がありますので、退席いたします。

○議長（丹羽 英治 君）

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、

賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号 農地の買受適格証明に対する意見について を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

国税徴収法第95条第1項第7号に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めるというものです。

議案は10ページになります。

買受適格証明とは、農地等の競売又は公売に参加しようとする方が、農地を取得するにあたり、適格者であるという証明になります。

1番の案件

位置図は、24ページになります。

申請地は、東田原公民館から南東に300mほどに位置する、

登記・現況地目 田 3筆 3, 146㎡。

申請人は、公売物件である申請地を買い受け、農業の経営拡大をしたいというものです。

令和5年9月5日から9月12日までの間に行われる公売に参加したいため、農地法第3条の適格証明書の交付を求めるものです。

申請地は、7月12日に現地確認をしたところ、田であることを確認しています。

申請者は、現在もすでに複数の農地を所有、営農されており、資金面でも問題がないため、買受適格者に該当する者であると考えます。

以上、買受適格証明願に対する意見につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第5号

農用地利用集積計画の承認について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

ここで、19番 田下委員は、退席願います。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めるというものです。

議案は、11ページから14ページになります。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地の賃貸借権や使用貸借権などの、利用権の設定を行うというものです。

賃貸借権設定の設定に関するものについて、

新規が2筆 2, 492㎡、更新が37筆 46, 203㎡。

使用貸借権設定に関するものについて、更新が6筆 7, 006㎡。

合計45筆 55, 701㎡でございます。

地区は、武芸川の6地区です。

権利の設定を受ける者は、むげがわ農産 他でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

この件について、田下委員はご退席をしますので、お願いいたします。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案は15ページになります。

農地に雑木等が生え、山林化された土地において、農地台帳から削除する というものでございます。

現地確認したところ、対象地の周囲は山林で、対象地も山林化しており、農地復元が非常に困難であるため、非農地として判断したものです。

地区は、中之保地区 4筆です。

以上、1件を報告させていただきます。

○議長（丹羽 英治 君）

報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

---

Ⓔ

5 番

---

Ⓔ

6 番

---

Ⓔ